

○ 経済産業省令

第一号

原子力規制委員会規則

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第百六条の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する

命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条 原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように

改正する。

別表第三中「

工事の種類

事前出を要するもの

」を「

工事の種類

事前届出を要するもの

」

に改め、同表第六号中「」の設置」の下に「(特定施設の種類の数に当該特定施設の種類の数について直近に届け出た数の二倍以内の数に増加する場合を除く。)」を加える。

(原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正)

第二条 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成二十四年経済産業省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十号中「、第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

<p>二十の二 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の</p>	<p>廃止の後遅延なく</p>	<p>当該廃止に係る事項</p>
---	-----------------	------------------

<p>全てを廃止した場合</p>	<p>二十の三 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される原子力発電所の同法第二条第一項の特定施設に該当する原子力発電工作物の全てを廃止した場合</p>
	<p>廃止の後遅延なく</p>
	<p>当該廃止に係る事項</p>

附 則

この命令は、公布の日から施行する。